

第2次 那須町 男女共同参画計画

計画期間：令和7年度～令和11年度

男女がともに支え合い

みんなが輝き活躍できるまち

令和7年3月

栃木県 那須町

はじめに

現在、少子高齢化や未婚・単独世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。そのような社会の中で、全ての個人が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現はとても重要な課題となっています。



本町ではこれまで、平成29年4月に「那須町男女共同参画推進条例」を施行、令和2年3月に「那須町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。

しかしながら、未だ社会的、文化的、地域的に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や慣行が根強く残り、男女間暴力の問題のほか、女性活躍の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等、様々な課題が山積しています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により安定した暮らしが脅かされ、非正規雇用の女性など社会的に弱い立場にある方々の収入減少や、地域コミュニティの希薄化など様々な課題が浮き彫りとなりました。

2023年6月25日に開催されたG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合では、「コロナ禍の教訓を生かす」及び「女性の経済的自立」をテーマに閣僚級のセッションが行われ、その成果文書として「G7 ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」が取りまとめられました。また、国連で採択されたSDGs（持続的な開発目標）において、様々な問題解決に向けた目標のひとつに「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、国際的にも男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

このような社会情勢の中、これまでの成果と課題を踏まえ、今後5年間の町の取組方針を示した「第2次那須町男女共同参画計画」を策定しました。今後も、計画の基本理念として掲げている「男女がともに支え合い みんなが輝き活躍できるまち」の実現のために、あらゆる分野において町民、地域、事業者、関係機関等と連携のもと、協働して取り組むことが重要となりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、アンケート調査にご協力いただきました皆様及び本計画策定にご尽力をいただきました那須町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

那須町長 平山 幸宏

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の基本的事項	3
第2章 那須町の現状と課題	
1 人口・出生・婚姻の状況	5
2 女性と仕事の状況	8
3 男女共同参画に関する意識の状況	10
4 ワーク・ライフ・バランスに関する状況	12
5 配偶者に対する暴力（DV）の状況	14
6 那須町男女共同参画計画の成果と課題	15
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 計画の体系	21
第4章 計画の内容	
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	22
基本目標2 あらゆる場面で男女がともに活躍できる環境づくり	24
基本目標3 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり	27
計画の数値目標	30
資料編	
男女共同参画に関する意識調査結果	
那須町男女共同参画推進条例	
那須町男女共同参画審議会規則	
那須町男女共同参画審議会委員名簿	
那須町男女共同参画計画策定・推進委員会設置要綱	

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めることで、性別に関わらずあらゆる人の人権が尊重され、孤立や排除されず、社会の構成員として支えあう社会の実現に繋がります。

本町においては、平成29年4月に「那須町男女共同参画推進条例」を施行し町の施策の基本となる事項を定め、また令和2年3月に「那須町男女共同参画計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、様々な施策を総合的に実施してきました。

しかしながら、未だ家庭や職場における性別による役割分担意識や地域の慣習等も残っており、DVや人権問題、女性の活躍等、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

これらを踏まえ、老若男女問わず全ての人が社会に参画し明るく充実した生活が送れるよう、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むために、「第2次那須町男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

（1）国の動向

男女共同参画関連

「第5次男女共同参画基本計画」の策定

令和2年12月、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、第4次基本計画で実現できなかった課題と今後の社会経済構造の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大で顕在化した女性を巡る課題などを踏まえ、「あらゆる分野における女性参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つを基本的な方針としています。

女性活躍推進関連

女性活躍推進法の改正

令和元年に改正され、労働者 101 人以上の民間事業主に対して、自社で働く女性の活躍状況や課題に関する情報の公表、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定及び届出、情報公表が義務づけられることになりました。

また、令和 4 年の改正では、情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加される共に、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主を対象として、当該項目の公表が義務付けられました。

女性に対する暴力関連

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の改正

令和元年に一部改正され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との連携が規定されました。また、令和 5 年の一部改正では、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化や、国が定める基本方針及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、都道府県に DV に関する協議会を組織する努力義務が規定されました。

労働環境関連

パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）の改正

令和元年 6 月に改正され、企業は、パワーハラスメント防止に向けた啓発や行為者への厳正な対処方針等の制定、苦情などに対する相談体制の整備、当事者のプライバシー保護等の措置義務が規定されました。

育児・介護休業法の改正

令和 6 年 5 月に改正され、企業に対し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充が義務付けられると共に、所定外労働の制限（残業免除）対象の拡充や、3 歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できる措置の努力義務、子の看護休暇制度の見直し、育児休業取得状況の公表義務が従業員 300 人超の企業に拡大される等、見直しが図られました。

（2）県の動き

男女共同参画関連

「とちぎ男女共同参画プラン（5 期計画）」の策定

令和 3 年 2 月、4 期計画策定後の成果や課題等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをより一層推進するため、「男女共同参画推進の環境づくり」、「あ

らゆる分野における男女共同参画の促進」、「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の3つを施策の柱とした「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」が策定されました。

女性活躍推進関連

「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）」の策定

令和3年3月、「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」、「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備」などを施策の基本と定めた「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）」が策定されました。

とちぎ女性活躍応援団の設立

平成28年9月、知事をトップに、官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍を推進するため、産学官をはじめ、県内所在の団体や企業で構成される「とちぎ女性活躍応援団」が設立されました。

「男女生き生き企業」認定・表彰制度の実施

女性活躍の推進や働き方見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を認定・表彰する取組を、平成29年から実施しています。

女性に対する暴力関連

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第4次改訂版）の策定

令和4年3月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の施策に関する基本的な方針」を踏まえ、「DVを許さない社会づくりの推進」、「DV被害者支援対策の充実」、「DV対策の推進体制の充実」を基本目標に定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第4次改訂版）」が策定されました。

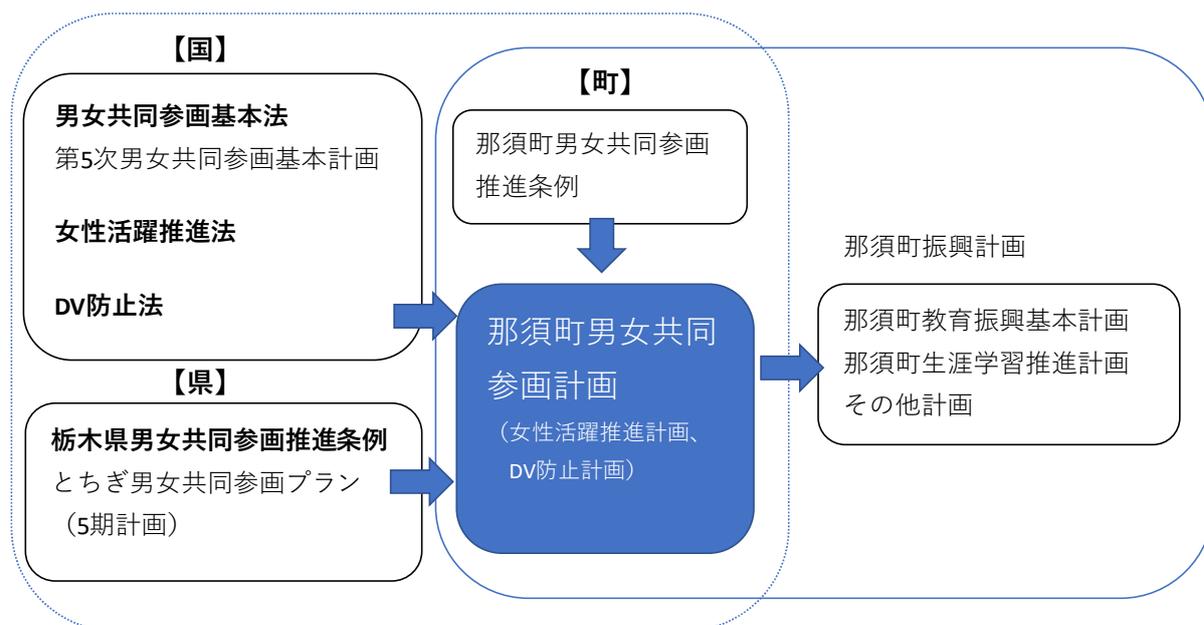
3 計画の基本的事項

（1）計画の性格

本計画は那須町における男女共同参画社会の実現に向けた取組方針を示すもので、那須町振興計画をはじめ、那須町教育振興基本計画、那須町生涯学習推進計画等、その他関連計画との整合性を図り、町民や関係機関等と連携しながら協働で推進する共通指針です。

(2) 計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 国の「第5次男女共同参画計画」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」の内容と整合を図った計画です。
- 那須町男女共同参画推進条例第8条に基づく町の男女共同参画の推進に関する「基本計画」です。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として一体的に策定しています。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定しています。
- 令和2年3月策定の「那須町男女共同参画計画」の第2次計画として位置付けています。



(3) 計画の期間

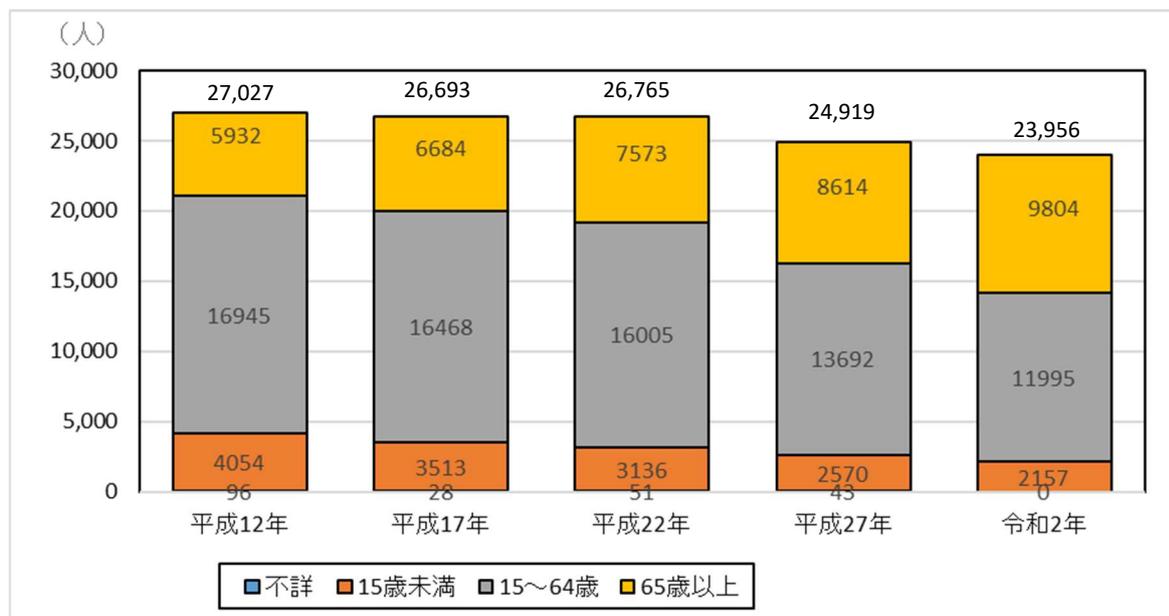
計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、国際社会の動向や社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

第2章 那須町の現状と課題

1 人口・出生・婚姻の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

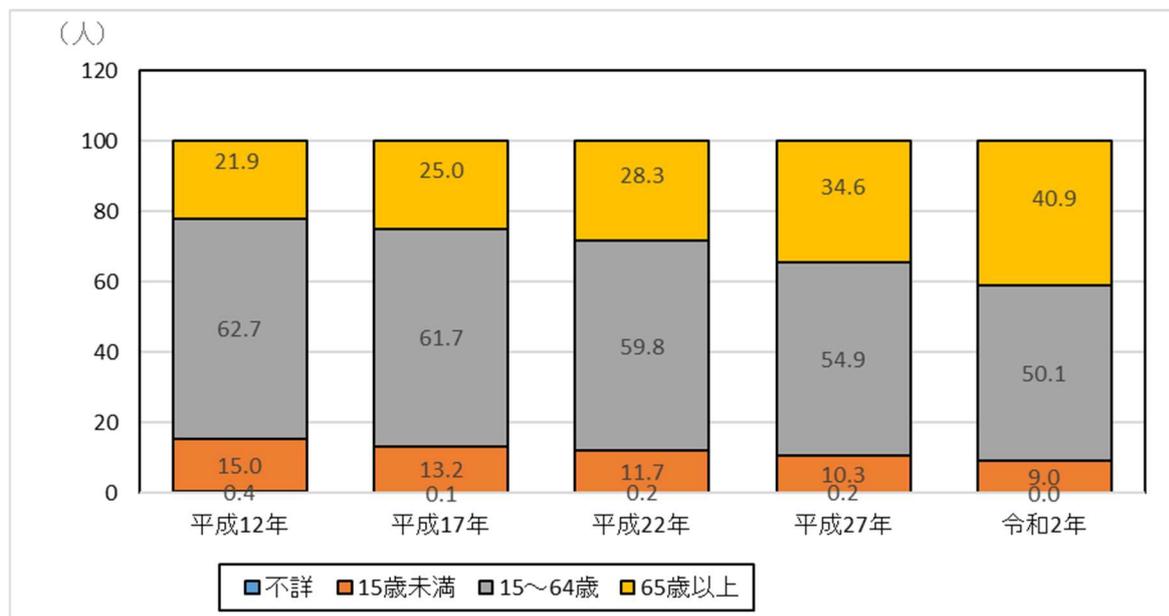
那須町の総人口は令和2年時点で23,956人となっており、平成22年以降減少し続けています。



資料：総務省「国勢調査」

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

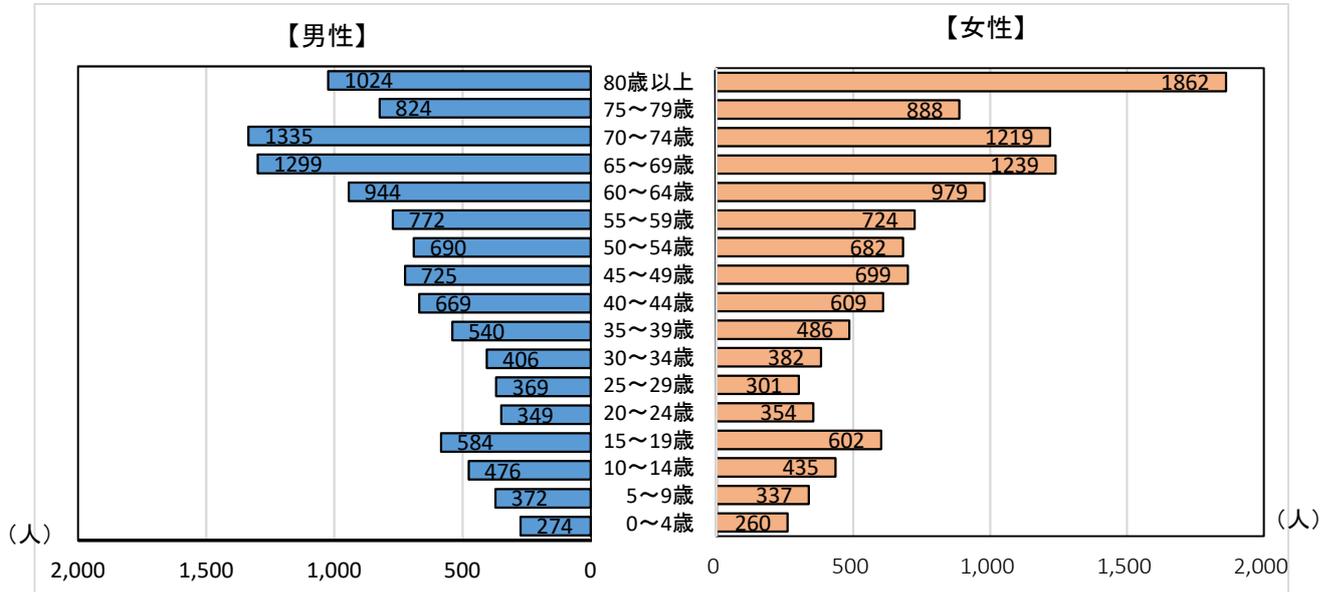
那須町の65歳以上人口割合は平成12年から年々増加しており、15歳未満人口割合及び15歳～64歳人口割合はともに減少し続けています。



資料：総務省「国勢調査」

(3) 男女別人口ピラミッド

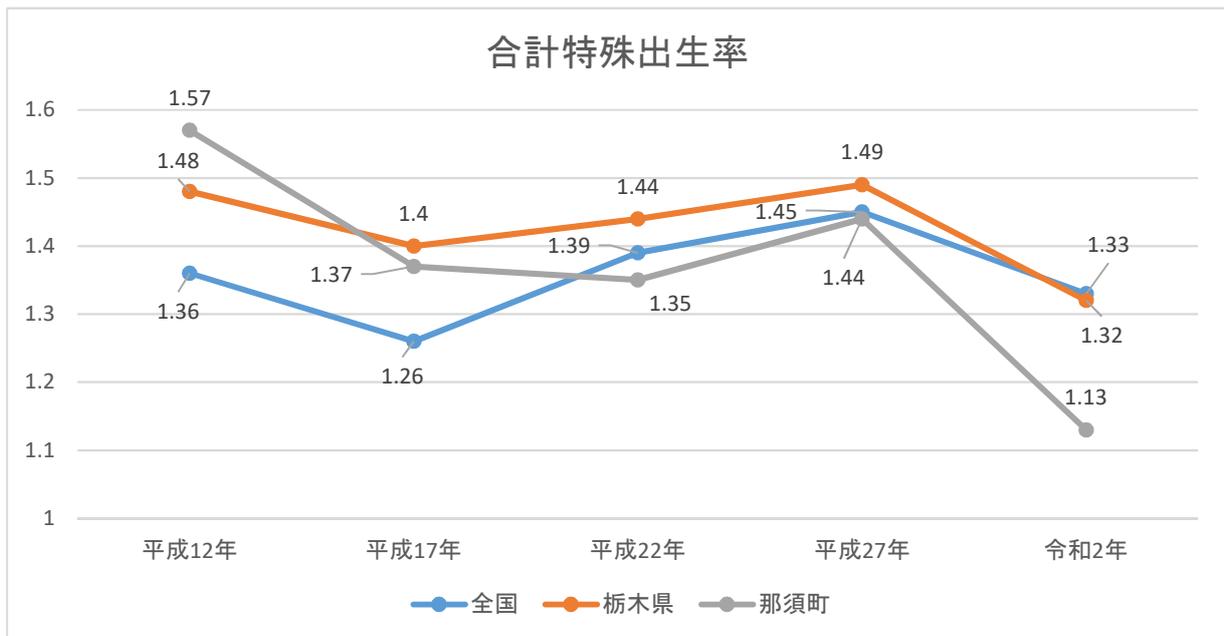
令和2年の那須町の男女別の人口をみると、79歳以下の年齢層では男女の数が同程度ですが、80歳以上では女性の人口が男性に比べ顕著に多くなっています。



資料：総務省「国勢調査」

(4) 合計特殊出生率の推移

那須町の合計特殊出生率※の推移をみると、平成27年に持ち直したものの、減少傾向にあります。平成12年には全国、栃木県の数値を上回っていましたが、令和2年には1.13となっており、栃木県の1.32、全国の1.33を下回る結果となりました。

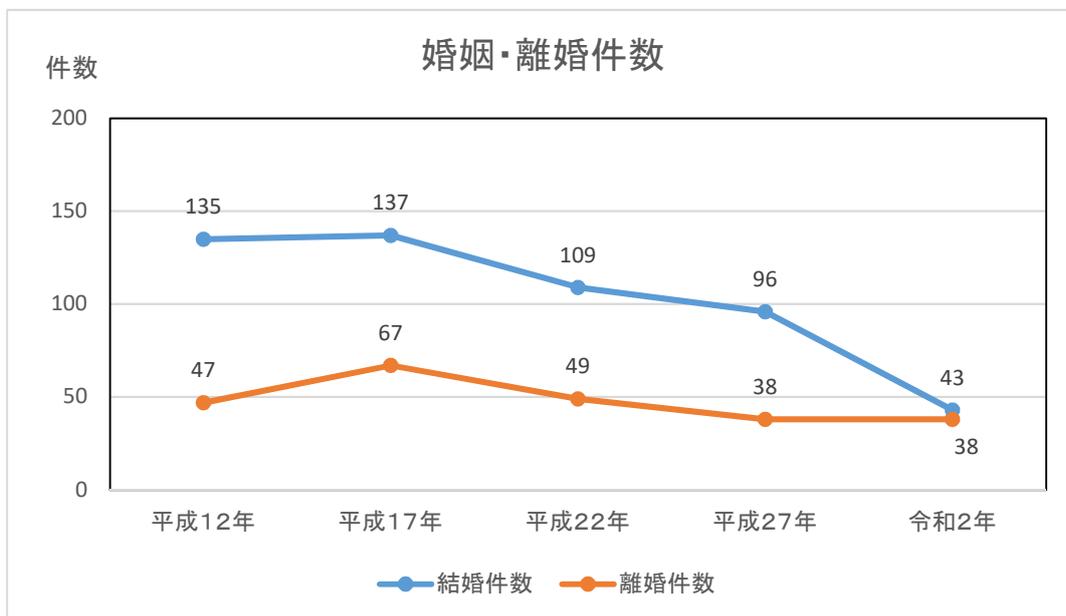


資料：厚生労働省「人口動態調査」

※合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数です。

(5) 結婚・離婚件数の推移

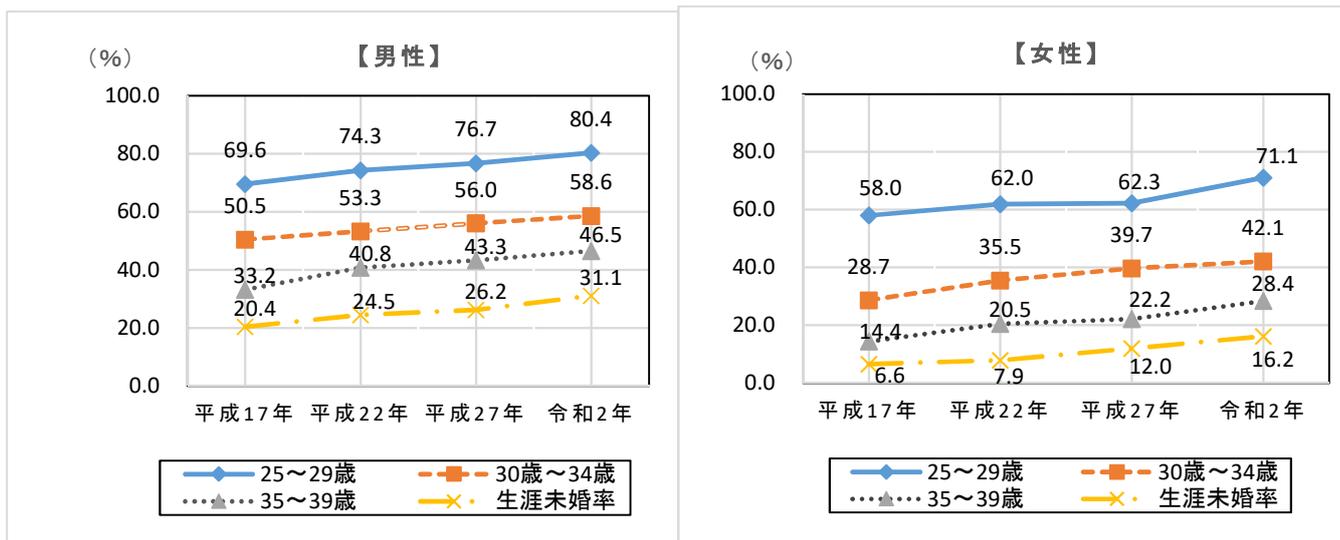
那須町の結婚件数は平成17年から大きく減少し続けており令和2年では43件となっています。離婚件数についても減少傾向にあります。



資料：厚生労働省「人口動態調査」

(6) 未婚率の推移

那須町の未婚率※は、平成17年から令和2年にかけて、すべての年代で増加しています。また、各年齢層で女性より男性の未婚率が高くなっており、生涯未婚率※は令和2年で男性31.1%、女性16.2%となっています。



資料：総務省「国勢調査」

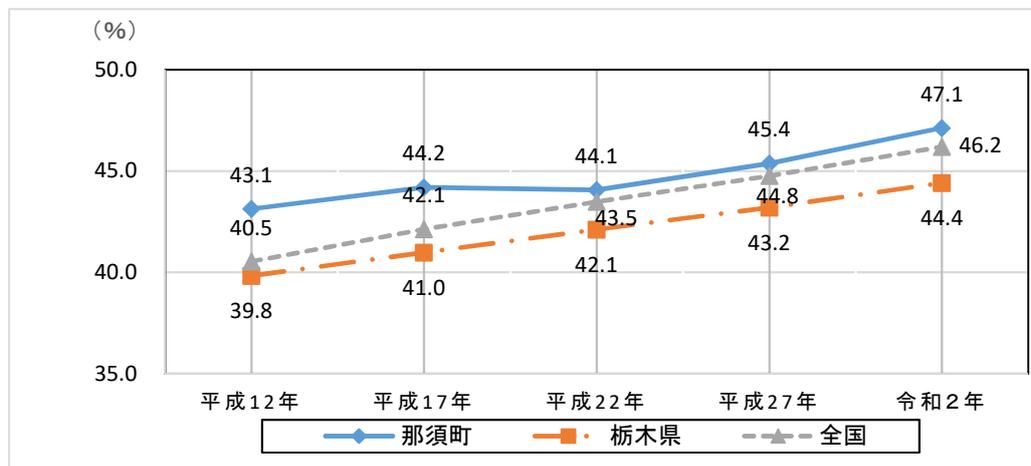
※未婚率とは、一定期間（年間）の未婚者数の人口に対する割合です。

※生涯未婚率とは、「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したものです。

2 女性と仕事の状況

(1) 女性雇用者割合の推移

雇用者※に占める女性の割合は全国的に年々増加傾向にあります。那須町の令和2年の数値は47.1%となっており、栃木県、全国を上回って推移しています。

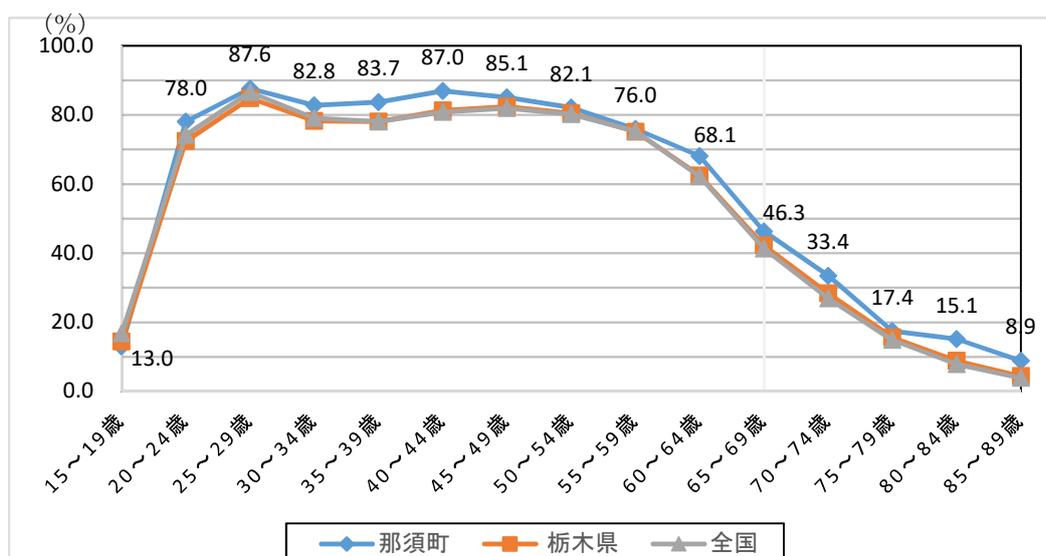


資料：総務省「国勢調査」

※雇用者とは、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇い等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人（役員含む）です。

(2) 女性の労働力率※の状況

令和2年の那須町の女性の労働力率は、全国、栃木県と比較すると10代では低くなっていますが、それ以外の年代では概ね高くなっています。

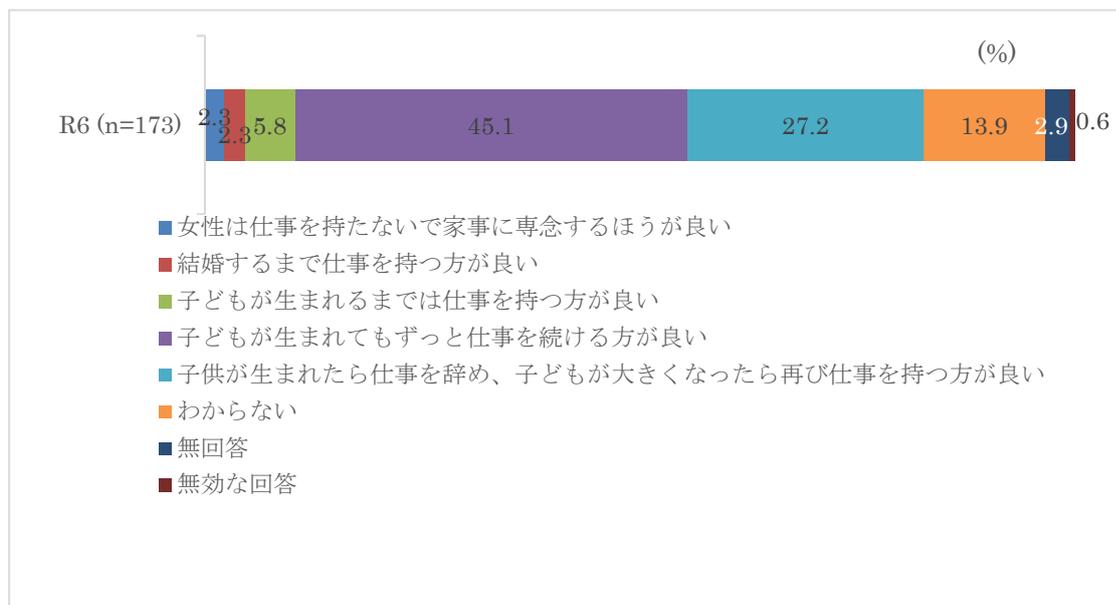


資料：総務省「国勢調査」

※労働力率とは、生産年齢に達している人口のうち、労働力として経済活動に参加している者の割合です。

(3) 女性が仕事を持つことに対する意識

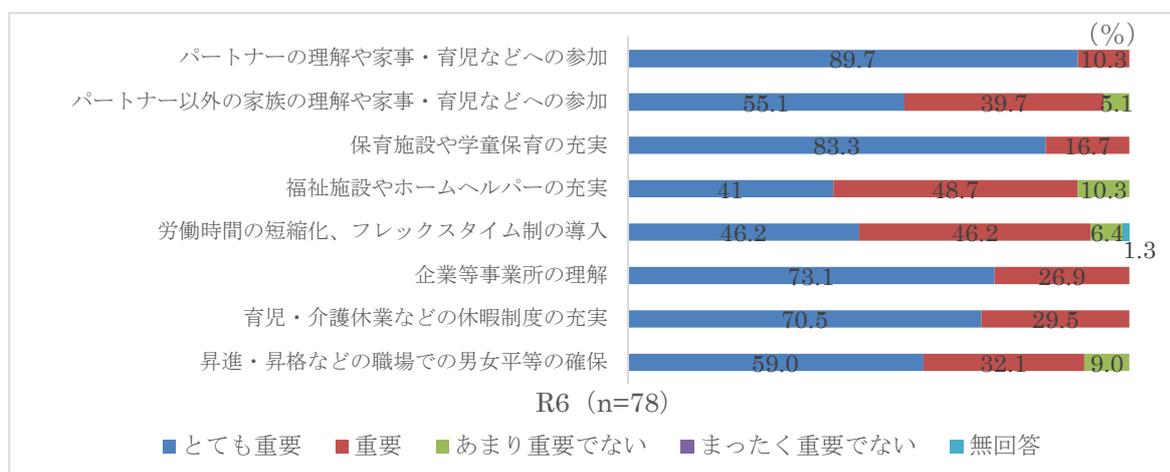
町民を対象に実施した「男女共同参画に関する意識調査（以下、意識調査）」の結果、女性が仕事を持つことについては、「子どもが生まれてもずっと仕事を続ける方が良い」と回答した方の割合は45.1%と最も高く、続いて「子どもが生まれたら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方が良い」と回答した方は27.2%となっています。また、「女性は仕事を持たないで家事に専念する方が良い」と回答した方は2.3%でした。



資料：令和6年男女共同参画に関する意識調査

(4) 女性が結婚後や出産後も仕事を続けるのに重要なこと

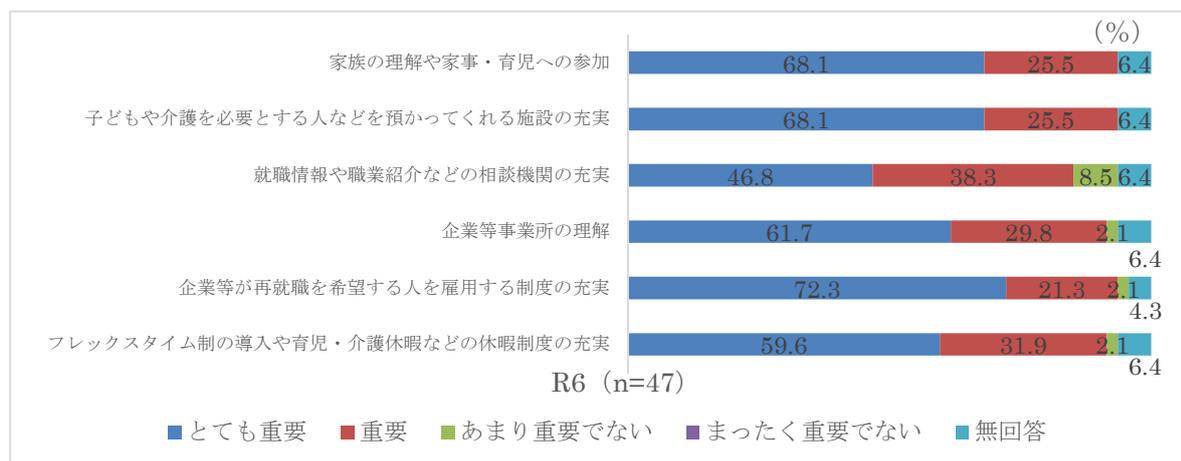
意識調査によると、女性が働き続けるために、「とても重要」「重要」と考えている割合の合計が高い項目は、「パートナーの理解や家事・育児などへの参加」「保育施設や学童保育の充実」「企業等事業所の理解」「育児・介護休業などの休暇制度の充実」となっておりそれぞれ100%となっています。



資料：令和6年男女共同参画に関する意識調査

(5) 女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するために重要な事

意識調査によると、女性が再就職するために「とても重要」「重要」と回答した方の割合の合計が高い項目は「家族の理解や家事・育児への参加」、「子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実」、「企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実」となっており、それぞれ 93.6%となっています。

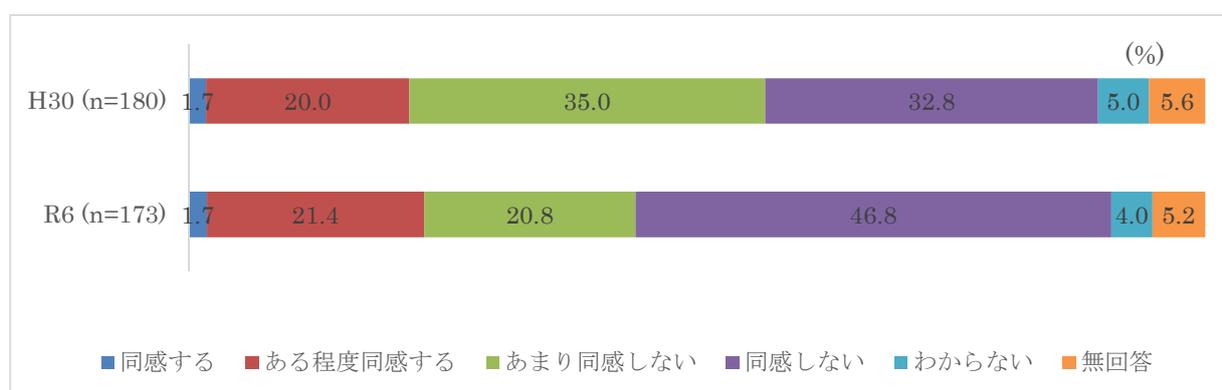


資料：令和6年男女共同参画に関する意識調査

3 男女共同参画に関する意識の状況

(1) 「男性は外で働き、女性は家庭」という固定的な役割分担意識について

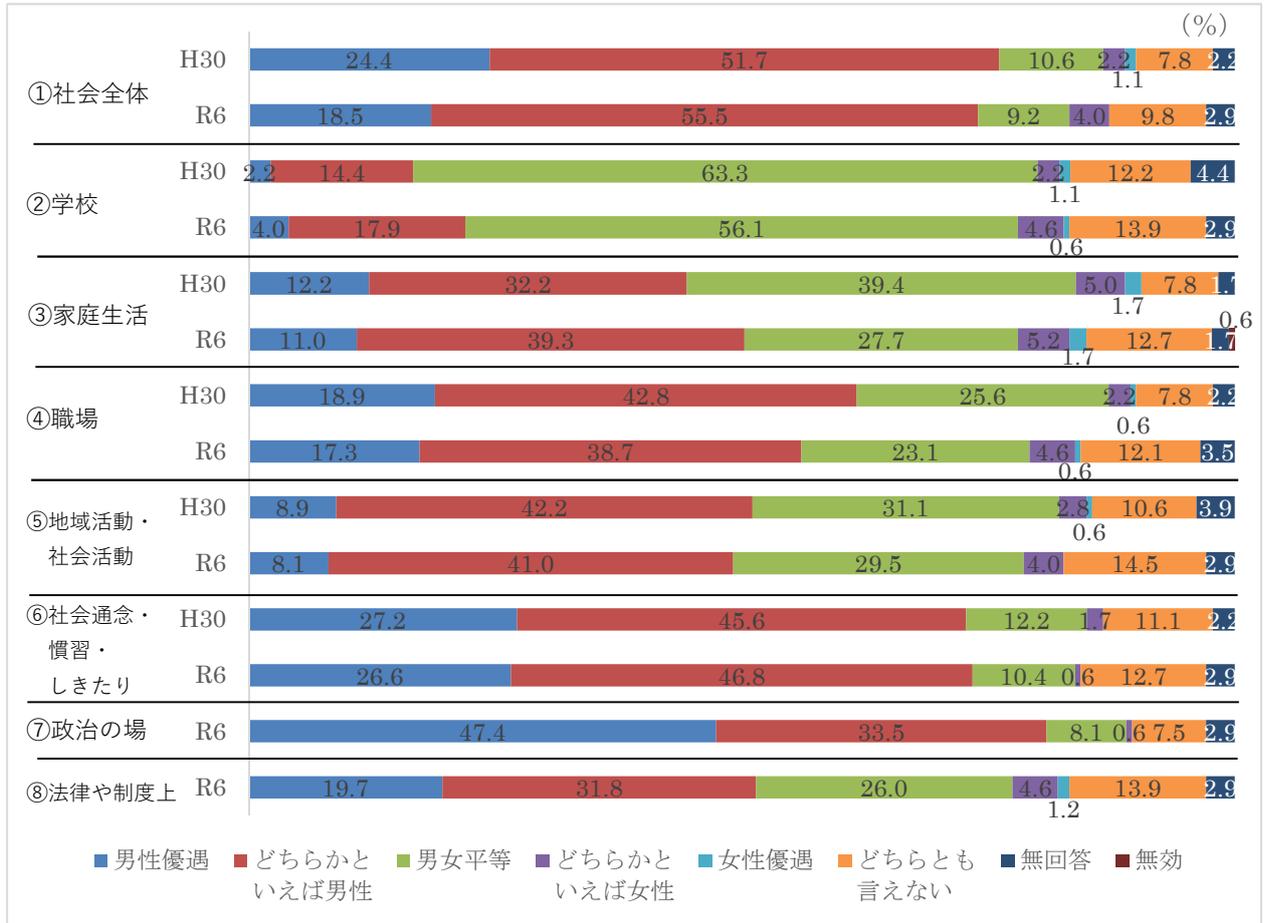
意識調査によると、「同感しない」と回答した方の割合は 46.8%と最も高く、前回調査から 14.0 増加しています。その一方、「ある程度同感する」と回答した方は 21.4%と、1.4 増加しています。



資料：平成30年、令和6年男女共同参画に関する意識調査

(2) 様々な場面での、男女の地位の平等感

意識調査によると、社会全体で「男性優遇」「どちらかと言えば男性優遇」と答えた方の合計は74.0%となっており、男性が優遇されていると感じる人が多い状況ですが、前回調査と比べて2.1減少しています。個別の場面で見ると、「学校」では男女平等が進み、「社会通念・慣習・しきたり」や「政治の場」「職場」で、男性が優遇されていると感じている人が多い状況です。



H30(n=180) R6(n=173)

資料：平成30年、令和6年男女共同参画に関する意識調査

(3) 男女共同参画社会の認知度

意識調査によると、男女共同参画社会の「内容を知っている」と回答した方は43.9%、「内容は知らないが聞いたことはある」と回答した方は36.4%という結果となりました。その一方、「知らない」と回答した方は14.5%でした。

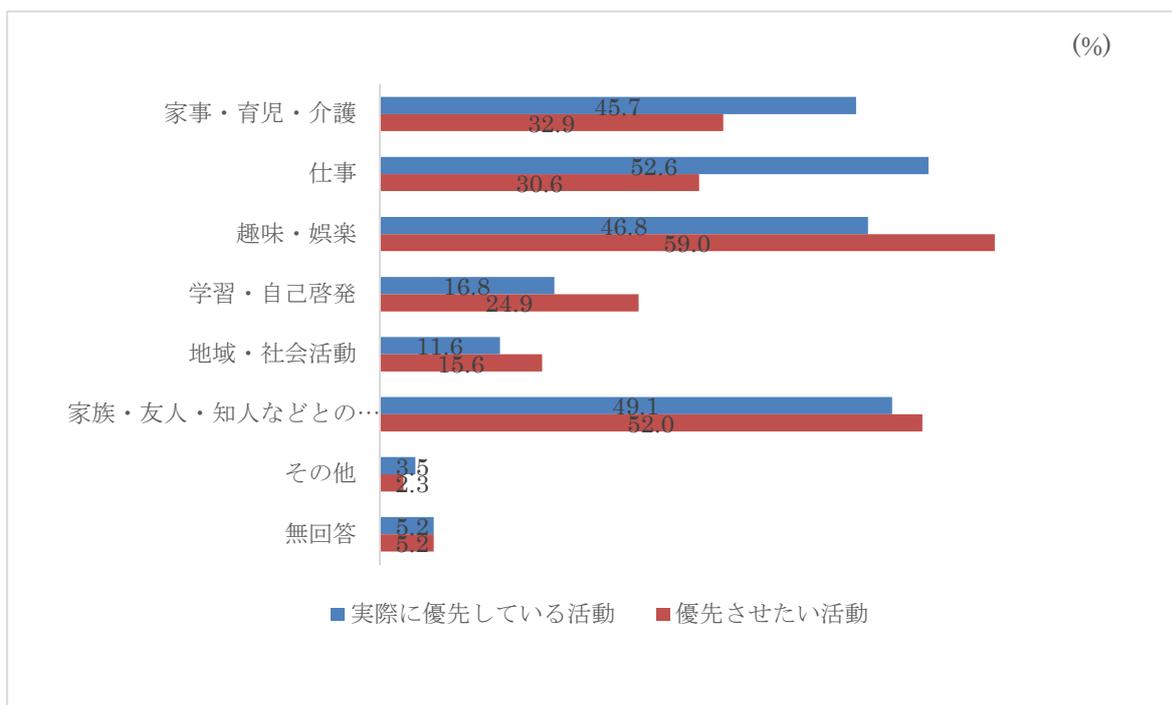


資料：令和6年男女共同参画に関する意識調査

4 ワーク・ライフ・バランス※に関する状況

(1) 日常生活での活動について

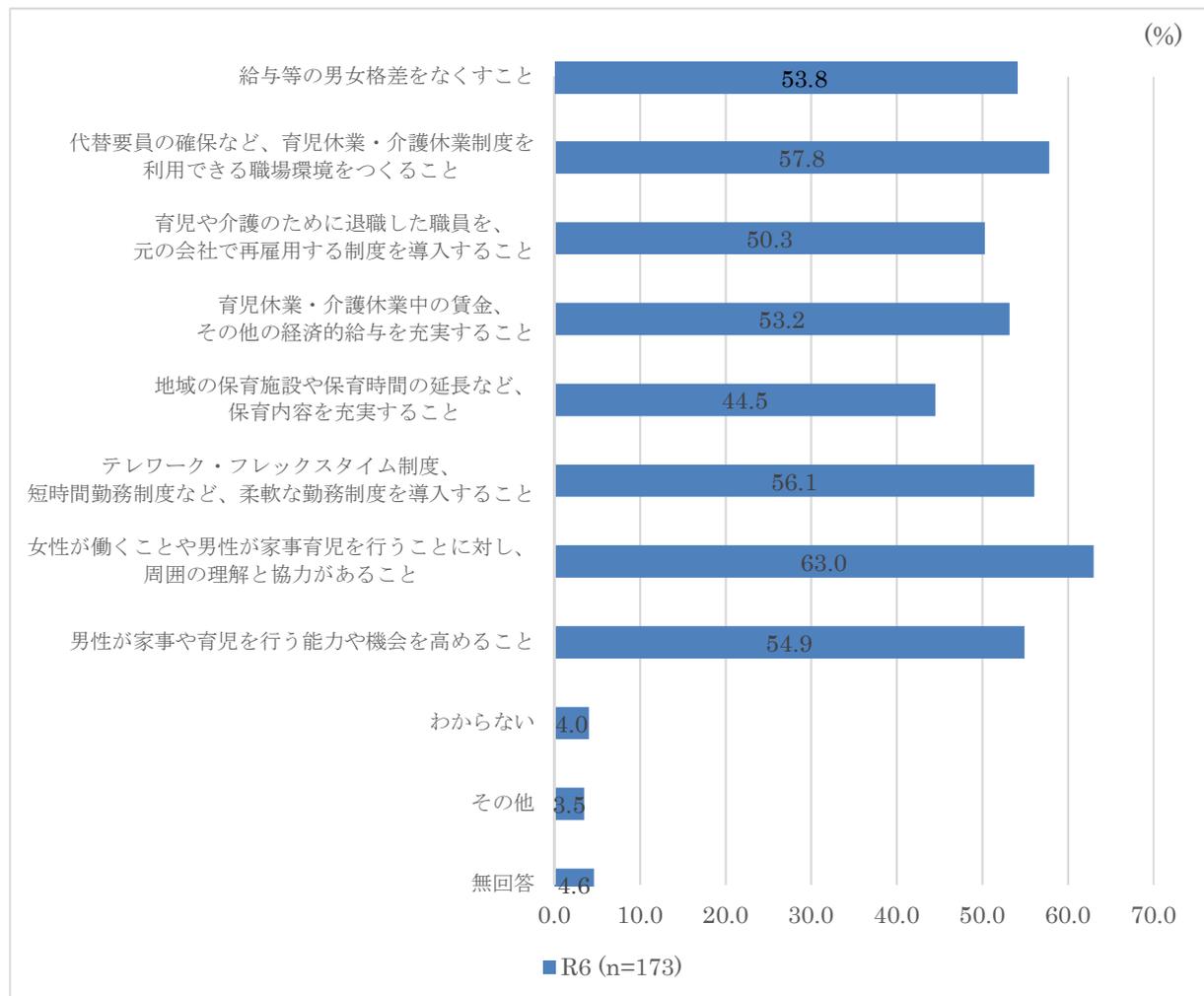
意識調査により、各分野において日常生活で「実際に優先させている活動」及び「優先させたい活動」を比較したところ、「家事・育児・介護」や「仕事」については「実際に優先させている活動」と回答した人が多く、「趣味・娯楽」や「学習・自己啓発」、「地域・社会活動」、「家族・友人・知人などのコミュニケーション」については、「優先させたい活動」と回答した人が多かった。



資料：令和6年男女共同参画に関する意識調査

(2) 男女が共に仕事と家庭を両立させ、ワーク・ライフ・バランスを整えるための条件についての考え

意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスを整えるための条件は、「女性が働くことや男性が家事育児を行うことに対し、周囲の理解と協力があること」が63.0%、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」が57.8%、「テレワーク・フレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」が56.1%の順で高くなっています。



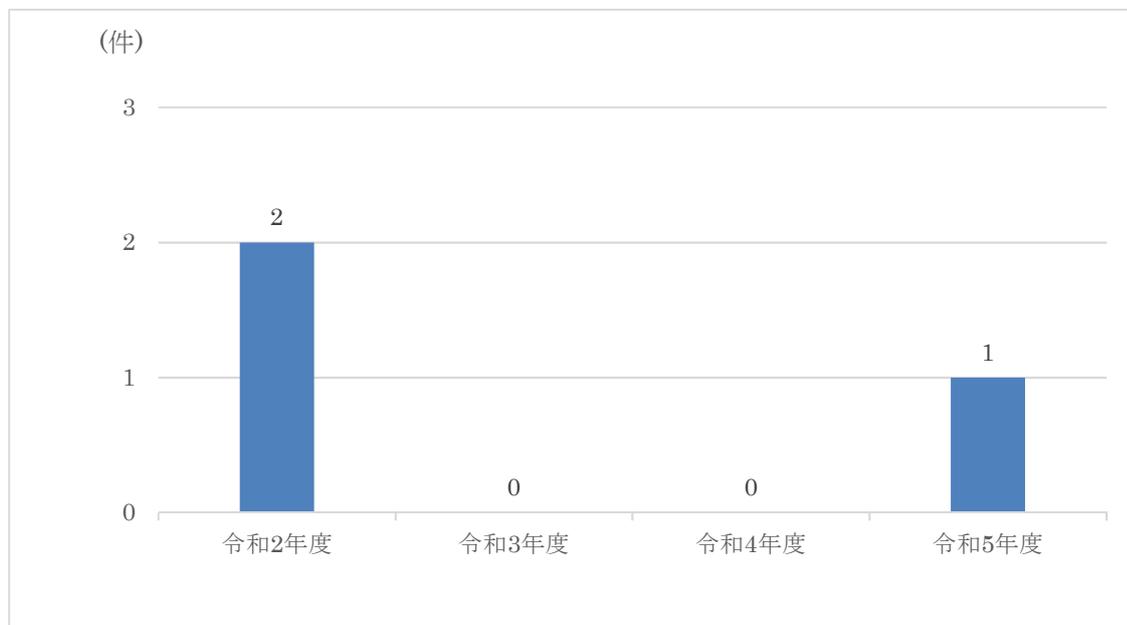
資料：令和6年男女共同参画に関する意識調査

※ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことです。

5 配偶者に対する暴力（DV※）の状況

（1）DV相談件数

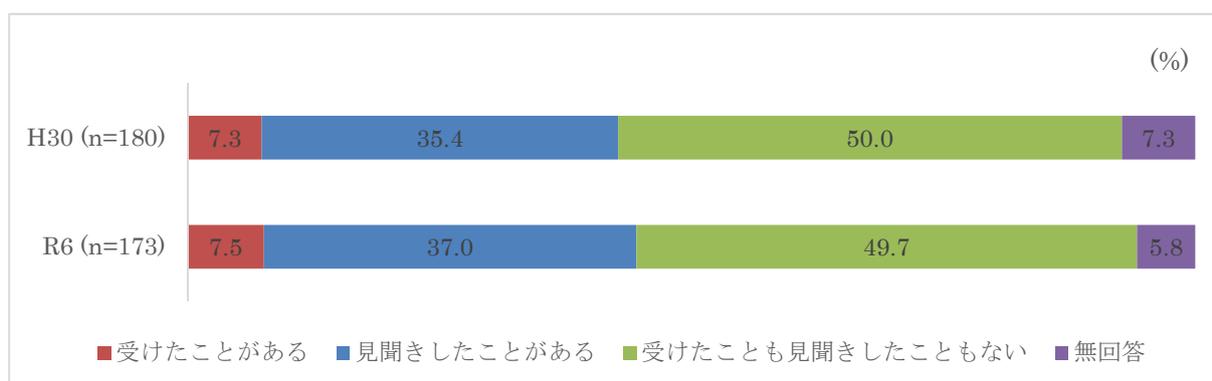
那須町のDV相談件数は令和2年度に2件ありましたが、令和3及び4年度は0件、令和5年度は1件でした。



資料：こども未来課

（2）DVの経験や見聞きした経験について

意識調査によると、DVについて、「受けたことがある」が7.5%、「見聞きしたことがある」が37.0%、「受けたことも見聞きしたこともない」が49.7%となっています。前回調査と比較すると大きな変化はなく、同様の結果となっています。



資料：平成30年、令和6年男女共同参画に関する意識調査

※DVとは、ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。

6 那須町男女共同参画計画の成果と課題

本町では「那須町男女共同参画計画」で設定した3つの基本目標に基づき、男女共同参画社会に関する様々な事業を実施してきました。

成果目標の達成状況を踏まえ、これまでの取組の成果と課題をまとめました。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【主な取組・成果】

(1) 推進目標1 男女共同参画の意識づくり

施策1 啓発活動の推進

- ・6月の「男女共同参画週間」に合わせて町広報紙に掲載し、同週間の普及啓発を推進しました。
- ・那須町女性団体連絡協議会主催のイベント「みんなの集い in 那須」について、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた令和4年度から再開し、多くの町民に参加いただきました。
- ・町ホームページや「みんなの集い in 那須」会場内において、栃木県が設定した「とも家事の日」を周知啓発し、家庭の家事分担について町民が考えられるよう啓発しました。

施策2 調査研究・情報収集提供

- ・国県等で発行している男女共同参画に関する情報等のチラシや冊子、ポスター等を公共施設に設置しました。また、町ホームページにとちぎ男女参画センター主催の講座情報等を掲載し、町民に情報提供を行いました。
- ・町の男女共同参画に関する現状を把握するため、令和6年2月に町民に対し意識調査を実施しました。

(2) 推進目標2 男女が互いに尊重できる教育・学習の充実

施策1 学校等における男女平等教育の促進

- ・人権の花事業や人権教室を各学校で実施し、命を育てる心や人権意識の高揚が図られました。
- ・学校の授業の中で男女共同参画に関して子どもたちが話し合い、「男だから」「女だから」といった固定観念や、固定意識や従来の慣行にこだわらない人権意識が育まれています。
- ・放課後子ども教室では、児童が地域の人と共に様々な活動を体験し、豊かな人間性を育むことができました。

施策2 男女共同参画に関する学習活動の促進

- ・公民館の講座を通し、様々な年代の男女がともに学ぶ場を提供しました。
- ・親学習プログラムにおいて、男女共同参画の視点を踏まえた講座を実施し、家庭教育の促進を図りました。
- ・県等が実施している男女共同参画に関する講座の情報を、町ホームページへの掲載や公共施設へのチラシ設置を行い、町民に周知しました。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	現状値
	令和元年度	令和6年度	令和5年度
社会全体で男女平等になっていると感じる人の割合（出典：意識調査）	10.6%	15.0%	9.2%

【評価・課題】

- ・町民に対する啓発活動及び学校教育、生涯学習事業等を通し、男女共同参画に対する意識啓発を実施してきたが、成果指標の現状値をみると「社会全体」で男女平等と感じる人の割合は前回調査より減少し、目標を下回っています。
- ・男女の平等感について意識調査をみると、「学校」では男女平等が進んでいるが、「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」「職場」で男性が優遇されていると感じている人が多いといったように、場面ごとに平等感の偏りがあります。
- ・意識調査の結果、男女共同参画社会という言葉について、約8割の町民が知っている又は聞いたことがあるが、約1割の町民は知らないと回答しています。男女共同参画社会の実現のためには全ての町民がその内容を理解し、あらゆる場面で男女の別なく参画できるように一人一人が行動することが求められます。そのために、啓発活動や教育を引き続き行い、町民の更なる意識の醸成を図る必要があります。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

【主な取組・成果】

(1) 推進目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進

- ・6月の家庭の日推進強化月間を町広報紙にて周知啓発しました。
- ・ワーク・ライフ・バランスや家庭での家事分担について、公共施設へのチラシ設置や町ホームページでの周知を行いました。

施策2 子育て・介護の支援

- ・児童の安全な居場所づくりや健全育成を目的とした放課後児童クラブの運営を適切に実施しました。町の放課後児童クラブでは利用条件を満たした希望者全員を受入れてきており、待機児童はおりません。
- ・子育て支援センターでは育児に関する各種相談業務の他、サロン事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業等を行なっており、安心して子育てできる環境を整えています。
- ・仕事と介護を両立する方への支援として、介護保険対象者に被保険者証と共に介護サービス利用小冊子を配布しました。また、「保健福祉のしおり」のホームページ掲載や、地域での講座の開催等を実施しています。

(2) 推進目標2 政策立案・決定の場における女性の参画促進

施策1 審議会・委員会等の女性登用の促進

- ・審議会委員等への女性登用を促進するため、庁内各課への周知啓発や働きかけを行いました。

施策2 人材育成の推進

- ・栃木県が実施している女性リーダー養成講座について、町広報紙で周知しました。
- ・女性団体の育成や支援を行い、那須町女性団体連絡協議会の議会フォーラムへの参加、町や地域のイベントへの参加を通し女性の活躍を促進しました。

(3) 推進目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

施策1 働き方改革と両立支援の充実

- ・男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の普及啓発のため、関連情報を町ホームページでの掲載や公共施設でのチラシ掲示を行いました。
- ・誰もが働く場所に捉われず仕事ができるよう、テレワークの中心施設としてワークベース那須を運営しました。

施策2 多様な働き方への支援

- ・就労に関する支援として、ジョブモール巡回相談会や、働き方改革実践セミナー及び相談会、女性・高齢者就労支援相談会を開催しました。
- ・町内での起業促進のため、中小企業等育成支援施設の貸し出しや、空き家店舗リフォーム補助事業を行いました。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	現状値
	令和元年度	令和6年度	令和5年度
地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性委員の登用率	22.5%	30.0%	24.8%

【評価・課題】

- ・地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性委員の登用率は、現状、目標値に届いていません。政策立案・決定の場に女性の意見が反映できるよう、女性の審議会等委員への登用について、更なる促進が必要となっています。
- ・意識調査によると、町が男女共同参画社会を築くために力を入れるべきことで最も多かった回答は「子育て支援」となっています。子育て中の女性が職場や地域社会で活躍できるよう、引き続き安心して子育てできる環境づくりのため、子育て支援を実施していく必要があります。
- ・職場での待遇や昇進、採用等に関する男女平等や、育児休業等の取得促進には、管理職や一緒に働く人の理解・協力が求められます。また、多様な働き方や起業支援に関しても引き続き実施していくことが必要となっています。

基本目標3 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

【主な取組・成果】

(1) 推進目標1 生涯を通じた健康づくりの推進

施策1 健康支援の推進

- ・ニュースポーツ出前教室や、体力測定会、町レクリエーション大会、駅伝大会等を実施し、多くの町民の健康づくりを支援しました。
- ・高齢者を対象とした健康づくりや生きがいづくりのため、健康教室の実施やふれあいルーム運営支援、生きがいサロン運営支援等を実施しました。

施策2 妊娠・出産に関する支援

- ・妊娠・出産に伴う経済的支援のため、妊産婦医療費助成や出産育児一時金の支給を行いました。
- ・安心して出産・育児ができる環境を整えるため、妊娠届出や赤ちゃん訪問では保健師が相談に応じています。また、医療機関等と連携しながら、随時妊産婦への支援を実施しています。

(2) 推進目標 2 暴力等の防止と人権尊重

施策 1 暴力等防止のための環境整備の充実

- ・毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間及び「児童虐待防止推進月間」に合わせて、公共施設にブースを設けての周知啓発や、広報紙での周知啓発を実施しました。また、高齢者虐待防止についても、町ホームページ及び広報紙での啓発を行いました。
- ・障がい者を対象にした相談支援を事業所に委託し、きめ細やかな情報提供や助言を行っています。また、高齢者の相談や支援のため、包括支援センターを2箇所設置し、必要な援助が受けられるような体制づくりに努めています。
- ・高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク事業では、関係機関等と連携協力体制を構築し、虐待の早期発見や虐待を受けた方や擁護者に対する支援等を適切に実施しました。
- ・DV等被害者の緊急時における安全確保のため、関係機関等と連携協力体制を構築し、必要な相談窓口や支援に繋げました。

施策 2 人権を尊重する社会づくり

- ・人権尊重への理解を深めるため、街頭啓発活動を実施すると共に、月一回、特設人権相談会を実施しました。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値	現状値
	令和元年度	令和6年度	令和5年度
地域活動や健康づくり活動等に参加していない人の割合（出典：意識調査）	37.5%	32.0%	32.2%

【評価・課題】

- ・地域活動や健康づくり活動に参加していない人の割合は前回調査に比べ減少しており、目標値には達していないものの、近い数値まで改善が見られました。町民が地域活動や健康づくり活動に参加するよう、引き続き講座の開催や周知等をする必要があります。
- ・意識調査によると、DV被害を受けた際に「相談しない・相談しなかった」と回答した人が5.2%おり、引き続きの相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりが求められています。
- ・誰もが社会に参画できる社会を築くためには、ひとり親家庭や障がい者、生活困窮者など、様々な理由で困難を抱える町民に対する支援も必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女がともに支え合い みんなが輝き活躍できるまち

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」等を基本理念として掲げています。

そこで、当町では、一人一人がお互いを尊重し協力しあい、性別に関わりなくそれぞれの個性と能力が発揮できるよう、前計画から引き続き、「男女がともに支え合いみんなが輝き活躍できるまち」を基本理念とします。

2 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し取り組んでいきます。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会を推進するには、男女がお互いを尊重し理解することが重要です。そのため、あらゆる人々に対する男女共同参画社会の意識づくりのための啓発活動、情報提供及び教育・学習活動を推進します。

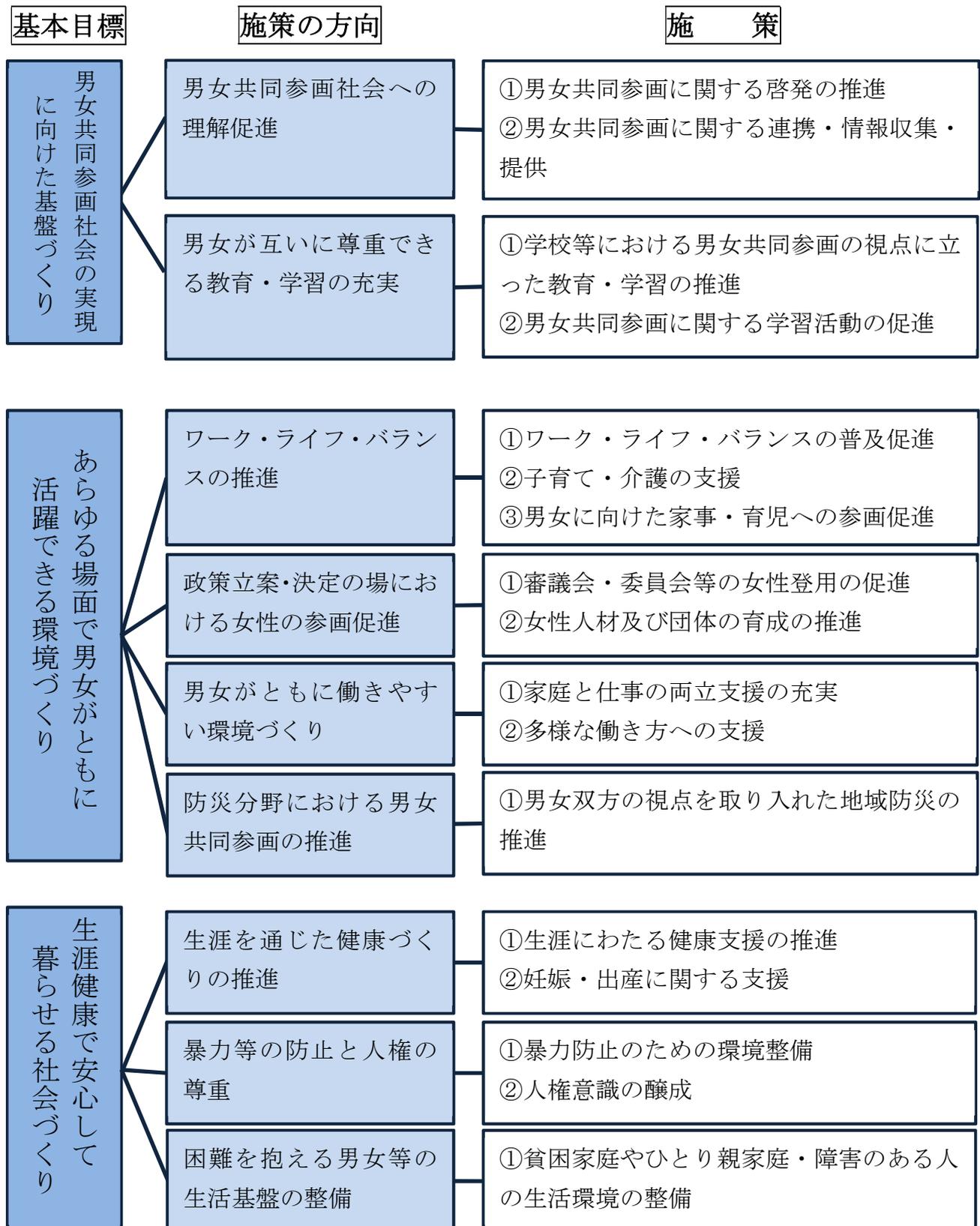
(2) あらゆる場面で男女がともに活躍できる環境づくり

男女がともに、個性と能力を発揮し、あらゆる場面で活動できるようワーク・ライフ・バランスの推進、意思決定の場での女性の参画促進及び働き方改革等、多くの町民が活躍できる環境づくりを推進します。

(3) 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

住み慣れた地域で、性別に関わらず誰もが安心して暮らせるよう、健康、妊娠出産に関する支援及び人権の尊重等、一人一人に応じた支援を行うことができる社会づくりを推進します。

3 計画の体系



第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

(1) 施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人一人の男女共同参画に関する意識の向上や、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消が必要です。町民に実施した意識調査によると、男女共同参画社会の「内容を知っている」と回答した町民は全体の43.9%となっており、まだまだ社会に浸透しきっていない現状があります。

あらゆる世代の町民が男女共同参画社会の理念を理解し、様々な場面で男女が互いに参画できるよう、啓発活動や情報収集提供を実施し、関係機関との連携し事業を進めます。

施策1 男女共同参画に関する啓発の推進

事業	事業内容	担当課
啓発活動	町民の男女共同参画社会の理解促進のため、町ホームページ及び広報紙等で啓発活動を実施します。	生涯学習課
みんなの集い in 那須の開催	男女共同参画等を目指して活動している那須町女性団体連絡協議会によるイベント等を実施します。	生涯学習課

施策2 男女共同参画に関する連携・情報収集・提供

事業	事業内容	担当課
関係機関との連携	国や県と連携するとともに、那須町女性団体連絡協議会等の各種団体と協働し、事業を推進します。	生涯学習課
男女共同参画に関する意識調査の実施	計画の改訂の際に町民の男女共同参画に関する意識調査を実施し、現状把握を行います。また、計画の効果を検証します。	生涯学習課
各種情報の提供	国県等から通知される男女共同参画に関する各種情報を提供します。	生涯学習課

(2) 施策の方向2 男女が互いに尊重できる教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するには、男女がともに一人一人の違いや個性を尊重し、多様な選択を行うことができる環境が必要であり、その基礎となるのが教育・学習です。

学校教育においては、子どもたちが主体的に選択及び行動ができるよう、男女平等への意識、相互理解・協力の重要性についての教育が必要となります。

また、あらゆる世代の町民が男女共同参画に関する理解を深め、意識を高められるよう、学校教育や子供の親に対する家庭教育、公民館等社会教育の場で、学習機会を提供します。

施策1 学校等における男女共同参画の視点に立った教育・学習の促進

事業	事業内容	担当課
人権教育の推進	学校等において、授業や子どもたちの様々な活動の中で、人権意識を高める取り組みを行います。	保健福祉課 学校教育課
心の教育の推進	道徳教育に積極的に取り組み、男女平等を含めた思いやりの心を育てる心の教育を進めます。	学校教育課

施策2 男女共同参画に関する学習活動の促進

事業	事業内容	担当課
各種講座等の開催	公民館等において開催している講座において、幅広い年代の町民に男女がともに学ぶ場を提供します。	生涯学習課
家庭教育の促進	男女共同参画の視点に立った、家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供します。	学校教育課
親学習プログラムの実施	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合えるような家庭教育に関する学習機会を提供します。	生涯学習課
学習機会の情報提供	町以外が主催している男女共同参画に関する講座、研修会等の情報を提供します。	生涯学習課

基本目標 2 あらゆる場面で男女がともに活躍できる環境づくり

(1) 施策の方向 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

心豊かなゆとりある生活の実現には、男女がともに仕事や家庭、地域活動等あらゆる場において、バランスよく参画できる環境づくりが大切です。

意識調査によると、日常生活の中で優先させたいと希望している活動は「趣味・娯楽」の割合が最も高かったですが、実際に優先させている活動は「仕事」が一番多く、理想と現実乖離が見られました。また、ワーク・ライフ・バランスを整えるために必要な条件は「女性が働くことや男性が家事育児を行うことに対し、周囲の理解と協力があること」という回答が一番多く、町民への意識啓発が必要となっています。

男女が効率よく働き、ともに家庭、地域等あらゆる場面に参画し、ワーク・ライフ・バランスを整えられるよう、その必要性や効果について、積極的に情報提供や啓発活動を行うとともに、子育てや介護の支援、関連する制度等の普及に努めます。

施策 1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進

事業	事業内容	担当課
家庭の日の啓発	毎月第3日曜日の「家庭の日」を周知啓発し、町民に家族の時間を大切にしてもらうよう促します。	生涯学習課

施策 2 子育て・介護の支援

事業	事業内容	担当課
育児・介護休業制度取得促進の環境づくり	男女が共に子育てや介護を担い仕事との両立ができるよう、制度に関する国・県等のチラシやパンフレット等で周知啓発します。	観光商工課
放課後児童健全育成事業	就労等で昼間保護者のいない児童の、安全な居場所づくり及び健全育成を目的とした放課後児童クラブ運営を管理していきます。	こども未来課
子育て支援センター事業	子育てに関する相談や各種情報提供、関係機関との連絡調整等、総合的に子育てに関する支援を行います。	こども未来課
介護サービス情報の提供	仕事と介護の両立をする方の負担を軽減するための情報を提供します。	保健福祉課

施策3 男女に向けた家事・育児への参画促進

事業	事業内容	担当課
「とも家事の日」の啓発	県が推進する「とも家事の日」を周知啓発し、家庭での家事・育児を男女共に参画するよう促します。	生涯学習課
男性向け料理教室の開催	男性の家事への参画を促すため、男性に向けた料理教室を開催します。	生涯学習課

(2) 施策の方向2 政策立案・決定の場における女性の参画促進

男女がともに、政策立案・決定の過程に参画することは、お互いがあらゆる分野において利益を享受し、ともに責任を担う社会の基盤を成すものです。

近年、女性の参画は様々な分野において進んでいますが、令和5年度における町の審議会等の女性委員登用率が24.8%、町の自治会長の女性比率が1.1%であり、まだまだ女性の意見が十分に反映されているとは言えません。

女性を含めた様々な人の価値観を取り入れることで、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指す事ができるため、町の政策立案・決定の場において女性の参画拡大に努めます。

施策1 政策立案・決定の場への女性参画促進

事業	事業内容	担当課
審議会・委員会等の女性登用の促進	町の審議会・委員会等における女性の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り積極的に女性の登用を促進します。	生涯学習課

施策2 女性人材及び団体の育成の推進

事業	事業内容	担当課
女性リーダー養成	県が実施する女性リーダー養成講座等を周知し、女性人材の養成に努めます。	生涯学習課
女性団体の育成・支援	女性の活躍推進を目的に、女性団体の育成や支援を行い、組織の活性化を図ります。	生涯学習課

(3) 施策の方向3 男女がともに働きやすい環境づくり

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮でき、仕事と家庭・育児・介護を含む生活との両立ができることは、男女共同参画社会の実現に必要な

可欠です。

また、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化するなか、女性の活躍を推進することで社会経済に活力をもたらし、持続的成長にもつながります。

性別にかかわらず男女が共に働き続けられるよう、職場環境への支援や保育サービスの充実、啓発等に取り組めます。

施策1 家庭と仕事の両立支援の充実

事業	事業内容	担当課
男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の啓発	制度に関する情報を、町ホームページやチラシ等で周知啓発します。	生涯学習課
保育サービスの充実	子育てや仕事が両立できるよう保育サービスを充実します。	こども未来課

施策2 多様な働き方への支援

事業	事業内容	担当課
那須町での働き方提案	観光、新規就農、農業体験、グリーンツーリズム等、那須町ならではの暮らしや働き方を提案します。	農林振興課 観光商工課
	子育て中でも仕事のできるまたは、副業としてのテレワーカーの育成や支援を行います。	ふるさと定住課
就労に関する相談体制の充実	就労に関する相談事業について、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	観光商工課
起業支援	町内で起業を希望している人への情報提供及び支援を行います。	観光商工課

(4) 施策の方向4 防災分野における男女共同参画の推進

近年、防災分野に女性の視点を入れることが重要な課題となっています。

防災に関する女性の参画を促進し、非常時に女性への負担が集中したり、困難が深刻化しないよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

施策1 男女双方の視点を取り入れた地域防災の推進

事業	事業内容	担当課
女性防災士の育成	町内の女性防災士の育成支援を推進します。	総務課

基本目標 3 生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

(1) 施策の方向 1 生涯を通じた健康づくりの推進

人生100年時代において、生涯にわたり心身ともに健康でゆとりある生活を送り、自分らしく生きられることは、男女共同参画社会形成の前提となります。

そのためには、町民が健康づくりや地域活動及びコミュニティなどのサークル活動等への社会活動に参画し、いつまでも人と関わっていくことが大切です。

また、少子高齢化が進む中、女性の妊娠や出産に関する不安を解消し、安心安全に出産できる環境づくりが求められています。

高齢者や障がいを持つ人が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、あらゆる町民が安心して妊娠・出産し、健康に暮らしていける社会基盤づくりを推進します。

施策 1 生涯にわたる健康支援の推進

事業	事業内容	担当課
スポーツ活動の推進	町民が気軽に楽しめるスポーツやレクリエーション活動が行える環境を整備し、生涯スポーツの振興を図ります。	生涯学習課
健康教室の開催	町民が生涯にわたり元気で明るく健康増進を図れる健康教室を開催します。	保健福祉課 生涯学習課
高齢者及び障がい者福祉体制の充実	高齢者に対する各種事業の展開及び障がい者福祉サービスの充実を図ります。	保健福祉課

施策 2 妊娠・出産に関する支援

事業	事業内容	担当課
妊娠・出産に伴う経済的支援	妊産婦医療費助成や出産育児一時金等、妊娠・出産に伴う経済的負担を軽減するための支援を行います。	住民生活課
安心して出産できる環境の整備	出産・育児に関する正しい知識の普及や検診・相談の利用促進を図ります。	こども未来課

(2) 施策の方向2 暴力等の防止と人権の尊重

夫婦やパートナー間の暴力やハラスメント等、さまざまな形態で存在する暴力は重大な人権侵害であり、全ての人に対する暴力は許されるものではありません。

しかしながら、意識調査によるとDVを「受けたことがある」「見聞きしたことがある」と回答した合計は44.5%となっており、当町でも被害者がおり、その対策が必要となっています。

男女を問わず学校や地域、職場などあらゆる場において人権が尊重されるための教育や啓発等を通し、暴力を容認しない環境づくりを推進するとともに、実際に被害に遭ってしまった際の相談体制の充実を図ります。

また、性同一性障害や先天的に身体上の性別が不明瞭である人等が社会的困難を抱えることがあり、社会全体で多様性を尊重する環境づくりが必要です。

様々な背景を持つ人に対する人権が守られるよう啓発や教育に取り組みます。

施策1 暴力等防止のための環境整備

事業	事業内容	担当課
DV等防止に向けた啓発	広報紙等によるDV等防止のための啓発活動や情報提供を行います。	こども未来課
相談機関等の周知	高齢者、障がい者やその他の困難を抱えた人などへの、暴力等を潜在化させないために相談機関の周知や情報を提供します。	保健福祉課
	子どもや女性、その他の困難を抱えた人などへの、暴力等を潜在化させないために相談機関の周知や情報を提供し、連携して支援につなげます。	こども未来課

施策2 人権意識の醸成

事業	事業内容	担当課
人権に関する啓発活動	人権週間の周知及び人権意識や性の多様性を認め合う意識の醸成を図るための啓発活動を行います。	保健福祉課
人権教育	子どもから大人までの幅広い年代に対し、人権に関する講演会の開催や指導者研修を実施します。	保健福祉課 学校教育課
生涯学習事業での人権教育推進	生涯学習課事業において、参加者の人権意識の高揚を図ります。	生涯学習課

人権に関する相談業務	差別や精神的・身体的苦痛などに対する、人権侵害に関する相談業務を行います。	保健福祉課
------------	---------------------------------------	-------

(3) 施策の方向3 困難を抱える男女等の生活基盤の整備

ひとり親家庭や障がい者、生活困窮者など、様々な理由で困難を抱える町民が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点から経済的支援や自立支援を行います。

施策1 貧困家庭やひとり親家庭・障がいのある人の生活環境の整備

事業	事業内容	担当課
生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	福祉事務所が実施する学習支援への支援を行います。	保健福祉課
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親に対し、児童扶養手当の給付及び保険診療自己負担分の医療費を助成します。	住民生活課
障がい者の地域生活支援	障害のある人が地域において、その心身状態や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるよう支援します。	保健福祉課

計画の数値目標

本計画の推進にあつては、基本目標ごとに以下の目標値を設定し、計画の進捗状況を把握していきます。

基本目標	項目	基準年度	目標年度
		令和 5年度	令和 12年度
1 男女共同参画 社会の実現に向け た基盤づくり	社会全体で男女平等になっている と思う町民の割合	9.2%	15.0%
	男は仕事、女は家庭といった性別 による役割を固定する考えに「あま り同感しない・同感しない」と思う 町民の割合	67.6%	75.0%
2 あらゆる場面 で男女がともに活 躍できる環境づく り	地方自治法第202条の3に基づ く審議会等の女性委員の登用率	24.8%	40.0%
	職場で男女平等になっていると思 う町民の割合	23.1%	30.0%
	家庭生活で男女平等になっている と思う町民の割合	27.7%	35.0%
3 生涯健康で安 心して暮らせる社 会づくり	地域活動や健康づくり活動等に参 加している人の割合	57.2%	65.0%
	配偶者等からの暴力を受けた際に 「相談した」人の割合	80.3%	85.0%